

—— 特集 ——

育成就労制度の概要と運用の実務

特定技能制度及び育成就労制度に係る基本方針及び分野別運用方針について

出入国在留管理庁政策課 補佐官
鈴木崇寛 Takahiro Suzuki

I はじめに

育成就労制度においては、分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」を閣議決定し、「基本方針」にのっとり、個別の受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」を定めることとされており、このことは特定技能制度でも同様である。

特定技能の「基本方針」及び「分野別運用方針」については、それぞれ平成30年12月25日に閣議決定されているところ今般、特定技能制度及び育成就労制度について、新たに両制度を一体的に整理した「基本方針」及び「分野別運用方針」を作成することとした。「基本方針」については、令和7年3月11日に、「分野別運用方針」については、分野ごと、令和8年1月23日に、有識者の意見も聞いた上で、それぞれ閣議決定された。

以下、今般策定した「基本方針」及び「分野別運用方針」の概要を説明するが（※）、本稿における意見にわたる部分については、全て筆者の私見である。

※「基本方針」、「分野別運用方針」の正式名称はそれぞれ次のとおりであるが、書き分けて定義する意味が乏しいことから、本稿では正式名称を用いることなく、単に「基本方針」、「分野別運用方針」と表記する。

○特定技能の「基本方針」

→「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」

○特定技能の「分野別運用方針」

→「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」

○育成就労の「基本方針」

→「育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」

○育成就労の「分野別運用方針」

→「育成就労に係る制度の運用に関する方針」

なお、令和7年3月11日に閣議決定された「基本方針」は、特定技能制度及び育成就労制度について、新たに両制度を一体的に整理して作成したものであるから、その正式名称は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」であり、令和8年1月23日に閣議決定された「分野別運用方針」の正式名称は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」である。

II 「基本方針」の概要

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。